

施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請（1号）について

幼稚園・保育園・認定こども園を利用するためには、教育・保育を受けるための「認定」を受ける必要があります。この「認定」には3つの区分があります。

幼稚園の利用を希望する方は、1号認定の手続きが必要となりますので、申請手続きを行ってください。

【認定区分】

認定区分	対象となる子ども	保育必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(短時間)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育園
		保育短時間	認定こども園(長時間)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育園
		保育短時間	認定こども園(長時間) 小規模保育事業施設

●利用手続きの流れ ※R5年度（R6.4当初入園分）より変更となります。

- ①インターネットからのオンライン申込み（定員超過の場合は抽選を実施）
- ②健康診断及び面接を実施のうえ、幼稚園から入園決定を受ける
- ③幼稚園から支給認定証を受け取る
- ④施設利用開始

●利用手続きに必要な書類（亀崎幼稚園、岩滑・板山こども園のみ）

令和5年1月2日以降に転入された等で、半田市で課税されていない方は、前住所地発行の令和5年度課税証明書

※令和6年1月2日以降に転入予定の方は、令和6年度課税証明書（令和6年6月頃発行可）も必要となります。

●利用料について

国の幼児教育・保育無償化により、幼稚園に通うすべての子どもに係る保育料が無償となります。

※保育料とは別に、保護者負担となる費用の徴収があります。

●その他

支給認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果（支給認定証の発行）については令和6年1月以降にお知らせします。

<問合わせ先>

学校教育課 総務担当（古川・榊原）

TEL：0569-84-0687（ダイヤルイン）